

平成23年度事業報告書

平成24年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1. 国民の皆様へ	-----	1
2. 基本情報		
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	-----	2
i) 設置目的		
ii) 業務内容		
iii) 沿革		
iv) 設立根拠法		
v) 主務大臣（主務省所管課）		
vi) 審議等機関		
① 運営評議会		
② 研究活動委員会		
vii) 組織図		
(2) センターの所在地	-----	3
(3) 資本金の状況	-----	4
(4) 役員の状況	-----	4
(5) 常勤職員の状況	-----	4
3. 簡潔に要約された財務諸表		
(1) 貸借対照表	-----	5
(2) 損益計算書	-----	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	-----	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	-----	6
(5) 財務諸表の科目	-----	7
4. 財務情報		
(1) 財務諸表の概況	-----	9
(2) 施設等投資の状況	-----	11
(3) 予算・決算の概況	-----	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	-----	11

5. 事業の説明

(1) 財源構造	12
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	13
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の見直し状況	13
2 外部委託の検討・実施状況	16
3 事務情報化の推進状況	17
4 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実	17
5 経費の削減状況	18
6 随意契約の適正化等の推進	19
7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	20
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	21
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	21
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	26
4 財務・経営に関する情報提供等	30
5 国から承継した財産等の処理	32
III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1 自己収入の確保	34
2 人件費の削減	34
IV 短期借入金の借入状況	35
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	35
VI 剰余金の使用実績	35
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 人事に関する計画の策定・実施状況等	35

1. 国民の皆様へ

平成22年4月1日に、当センターの理事長に公募で選任され、就任後2年が過ぎました。この間、国立大学長、私立大学副学長等の経営経験を活かして、当センターの各事業の成果を高めるよう努力してまいりましたが、主要な関係者である国立大学法人及び国立大学附属病院、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下国立大学法人等）、その中でも特に国立大学附属病院との良好なコミュニケーションの促進に力を入れ、各事業において、一定の成果が上がったと考えております。

国立大学法人等は、わが国が厳しい国際競争を生き抜いていくために不可欠な科学技術や地域イノベーションの源泉であり、国や地域の成長に欠かせない存在です。また、国立大学附属病院は教育・研究・高度医療・地域医療貢献という大きな公的使命を持ち、国や地域の医学・医療の進歩に大きな役割を果たしております。

平成16年度に法人化された国立大学法人等を巡る経営環境はますます厳しさを増しておりますが、当センターは、施設費貸付事業、施設費交付事業等の財政支援機能のほか、国立大学法人等への財務・経営の改善に資するための情報提供、相談・助言等の機能を通して、国立大学法人等、特に国立大学附属病院を財政・財務・経営面で下支えしてまいりました。

しかし、一昨年に行われました政府の事業仕分けの結果、当センターの事業のうち、国立大学法人等への財務・経営の改善に資するための情報提供、相談・助言事業や財産管理等に関する協力・助言事業につきましては、平成22年度末をもって廃止され、また、調査・研究事業についても、平成23年度末をもって廃止されました。

また、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」では、「大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。」との方針が示されています。

それまでの間、引き続き、私どもは、大きな公的使命を果たしている国立大学法人等を支援し、国民や地域の皆様の利益が損なわれないように、しっかりと事業を遂行してまいります。そして、新たな大学連携型の法人に施設費貸付事業及び施設費交付事業をスムーズに移管できるよう、遺漏なきよう準備を整えさせていただきます。

なお、当センターの債券発行につきましても、新たな法人に確実に移管されますので、投資家の皆様におかれましては、どうぞご安心ください。

国立大学法人等の現場の皆様、国民の皆様、そして地域の皆様におかれましては、当センターがこれまで果たし、これから果たそうとしております大切な役割を十分にご理解いただき、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

独立行政法人国立大学財務・経営センター

理事長 豊田 長 康

2. 基本情報

(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑤ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

- | | |
|-------------|---|
| 平成 4年 4月 1日 | ・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足 |
| 平成 4年 4月10日 | ・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定
・ 準備室長に前川 正（前群馬大学長）が就任
・ 創設準備室を文部省内に設置 |
| 平成 4年 5月 6日 | ・ 国立学校財務センターの設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布 |
| 平成 4年 7月 1日 | ・ 国立学校財務センター設立
・ 初代所長に前川 正が就任 |
| 平成11年 4月 1日 | ・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任 |
| 平成15年 7月16日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）が公布 |
| 平成16年 4月 1日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任 |
| 平成22年 4月 1日 | ・ 第2代理事長に豊田長康（前鈴鹿医療科学大学副学長、元国立大学法人三重大学長）が就任 |

iv) 設立根拠法

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部有識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

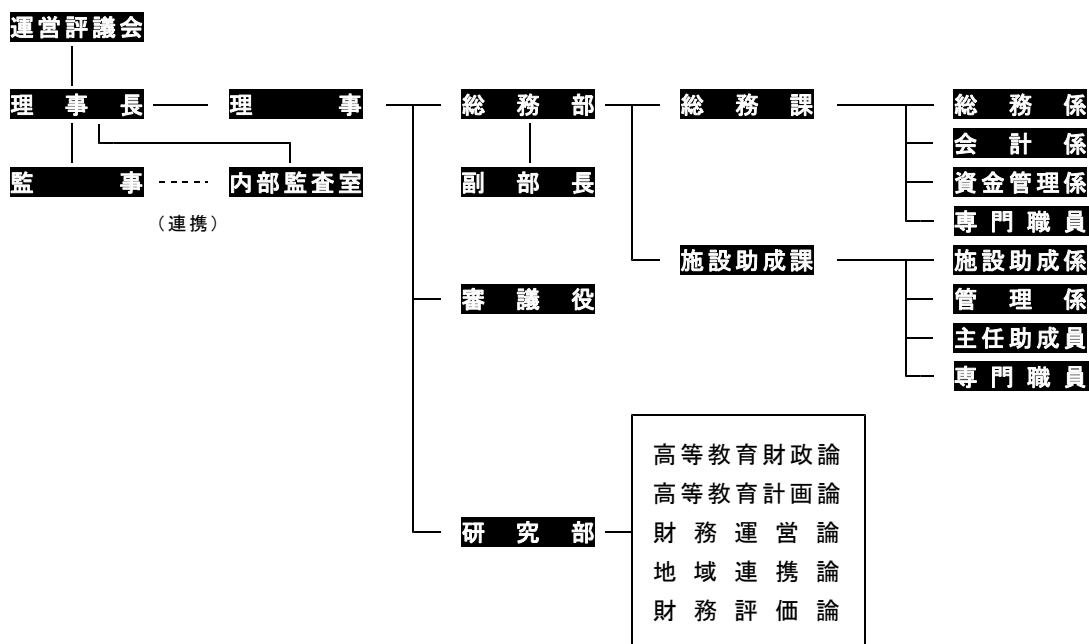
① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

vii) 組織図



(2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉2-1-2

東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋2-1-2

(3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成24年3月末で96億2百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円となっています。

建物等については、学術総合センター41億19百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（CIC東京）15億62百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（CIC大阪）14億90百万円となっています。

なお、キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日、閣議決定）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、平成24年4月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却（それぞれ平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結）することとしております。

また、学術総合センターにある講堂・会議室等についても「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、平成24年5月17日をもって、国立大学法人一橋大学に売却（平成24年5月14日付で土地建物等売買契約を締結）することとしております。

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	9,602	—	—	9,602
資本金合計	9,602	—	—	9,602

(4) 役員 の 状 況

（平成24年1月1日現在）

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	豊田 長康	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和53年12月 三重大学助手 平成 2年 7月 三重大学講師 平成 3年12月 三重大学教授 平成14年 2月 三重大学学長補佐 平成16年 4月 国立大学法人三重大学長 平成21年 4月 鈴鹿医療科学大学副学長 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事	吉田 靖	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 国立大学財務・経営センター理事
監事 （非常勤）	観山 正見	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）
監事 （非常勤）	小笠原 直	自 平成22年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	平成元年 4月 第一勧業銀行（現みずほコーポレート銀行） 平成 3年12月 太陽監査法人（現太陽ASG有限責任監査法人） 平成19年 4月 “ ” 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）

（注）担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員 の 状 況

常勤職員は平成23年度末において21人（対前年度比：3人減）であり、平均年齢は44歳（前年度末40歳）となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は17人であり、民間からの出向者はおりません。

（注）時点は、平成24年1月1日現在。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	885,227	流動負債	82,419
現金及び預金	6,583	一年以内償還予定	
有価証券	7,995	国立大学財務・経営センター債券	5,000
たな卸資産	14,372	一年以内返済予定長期借入金	20,094
施設費貸付金	416,750	一年以内返済予定承継債務	54,949
承継債務負担金債権	437,793	その他	2,376
その他	1,734	固定負債	774,520
固定資産	5,970	資産見返負債	19
有形固定資産	5,964	国立大学財務・経営センター債券	20,000
無形固定資産	5	長期借入金	371,657
投資その他の資産	0	承継債務	382,844
		負債合計	856,939
		純資産の部	
		資本金	9,602
		政府出資金	9,602
		資本剰余金	△3,676
		利益剰余金	28,332
		純資産合計	34,258
資産合計	891,197	負債純資産合計	891,197

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	27,790
業務費	27,613
人件費	143
減価償却費	89
施設費交付金	7,350
支払利息	17,724
その他	2,307
一般管理費	164
人件費	88
減価償却費	2
その他	73
財務費用	13
債券発行費	13
経常収益(B)	25,272
運営費交付金収益	338
共同利用施設貸付料収入	121
処分用資産貸貸収入	424
処分用資産売却収入	5,635
施設費交付金収益	728
受取利息	17,916
その他	110
臨時損失(C)	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	11
国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額(E)	2,558
当期総利益(B-A-C+D+E)	47

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	27,241
業務活動による支出	△120
人件費支出	△236
施設費交付金の交付による支出	△6,983
施設費貸付金の貸付による支出	△52,131
承継債務に係る利息の支払額	△12,657
長期借入金に係る利息の支払額	△5,005
センター債に係る利息の支払額	△255
その他の業務支出	△191
運営費交付金収入	393
共同利用施設の貸付による収入	109
承継債務負担金債権の回収による収入	59,084
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	12,657
施設費貸付金の回収による収入	20,052
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,455
処分用資産の売却による収入	5,888
処分用資産の貸付による収入	424
施設費交付金の納付による収入	728
その他の収入	30
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△2,798
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△27,019
債券の発行による収入	4,987
債券の償還による支出	△5,000
長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入	48,940
長期借入金（財政融資資金借入金）返済による支出	△16,862
承継債務の返済による支出	△59,084
IV 資金減少額(D=A+B+C)	△2,577
V 資金期首残高(E)	9,160
VI 資金期末残高(F=D+E)	6,583

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	2,944
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	27,794 △24,850
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	276
III 損益外減損損失相当額	1,245
IV 引当外賞与見積額	△3
V 引当外退職給付増加見積額	△9
VI 機会費用	66
VII 行政サービス実施コスト	4,519

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

(5) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

投資その他の資産：宿舍の借りに伴い支出した敷金

一年以内償還予定国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券のうち、償還期日が1年以内の額

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金・無償譲与で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

施設費交付金：施設費交付事業による国立大学法人等への交付金

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守営繕費等の経費

財務費用：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

共同利用施設貸付料収入：学術総合センター講堂・会議室の利用料金等による収入

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

臨時損失：固定資産の除却及び売却等により生じた損失

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載している）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成23年度の経常費用は27,790百万円と、前年度比2,500百万円減（8.3%減）となっています。これは、承継債務の支払利息の減2,139百万円（14.7%減）が主な要因です。

（経常収益）

平成23年度の経常収益は25,272百万円と、前年度比1,359百万円減（5.1%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の受取利息の減2,139百万円（14.7%減）が主な要因です。

（当期総損益）

平成23年度の当期総利益47百万円と、前年度比16百万円増（52.7%増）となっています。これは、事業廃止による人件費の減34百万円（19.5%減）が主な要因です。

（資産）

平成23年度末現在の資産合計は891,197百万円と、前年度末比30,825百万円減（3.3%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減59,084百万円（11.9%減）が主な要因です。

（負債）

平成23年度末現在の負債合計は856,939百万円と、前年度末比26,782百万円減（3.0%減）となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減54,949百万円（12.6%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成23年度の業務活動によるキャッシュ・フローは27,241百万円と、前年度比10,332百万円減（27.5%減）となっています。これは、施設費貸付事業における施設費貸付金の貸付による支出が前年度比13,157百万円増（33.8%増）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成23年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△2,798百万円と、前年度比962百万円減（25.6%減）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の取得による支出額が減少したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成23年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△27,019百万円と、前年度比11,196百万円減（29.3%減）となっています。これは、施設費貸付事業における長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入が前年度比12,487百万円増（34.3%増）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常費用	36,496	36,575	46,826	30,290	27,790
経常収益	33,430	39,542	42,950	26,631	25,272
当期総利益（△当期総損失）	△3	2,967	39	31	47
資産	999,344	987,687	964,403	922,022	891,197
負債	955,402	941,068	922,152	883,721	856,939
利益剰余金	35,628	38,595	34,522	30,854	28,332
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,330	19,651	16,020	37,573	27,241
投資活動によるキャッシュ・フロー	△267	3,942	6,003	△3,761	△2,798
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,162	△13,927	△18,634	△38,215	△27,019
資金期末残高	508	10,174	13,563	9,160	6,583

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業利益は39百万円と、前年度比15百万円の増（59.2%増）となっています。これは、経常費用が517百万円と前年度比89百万円の減（14.7%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩し額は、2,558百万円と、前年度比1,126百万円の減（30.6%減）となっています。これは、施設費交付事業等の必要額と旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産売却収入等との差額となります。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般勘定	△3	200	19	25	39
施設整備勘定	△3,063	2,767	△3,896	△3,684	△2,558
合計	△3,066	2,966	△3,876	△3,659	△2,519

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は6,562百万円と、前年度比1,321百万円の減（16.8%減）となっています。これは、固定資産が減価償却・減損損失等により前年度比1,617百万円の減（21.3%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は884,635百万円と、前年度比29,505百万円の減（3.2%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が416,750百万円と、前年度比32,079百万円の増（8.3%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が437,793百万円と、前年度比59,084百万円の減（11.9%減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般勘定	9,077	8,753	8,189	7,882	6,562
施設整備勘定	990,267	978,934	956,214	914,140	884,635
合計	999,344	987,687	964,403	922,022	891,197

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成23年度の行政サービス実施コストは4,519百万円と、前年度比58百万円の減（1.3%減）となっています。これは施設費交付事業において処分用資産貸貸収入が77百万円の減（15.3%減）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
業務費用	3,690	△2,271	4,362	4,175	2,944
うち損益計算書上の費用	36,496	36,575	46,826	30,300	27,794
うち自己収入	△32,807	△38,845	△42,464	△26,125	△24,850
損益外減価償却累計額	505	291	295	282	276
損益外減損損失累計額	0	0	0	0	1,246
引当外賞与見積額	2	△4	0	1	△3
引当外退職給付増加見積額	11	5	△4	24	△9
機会費用	109	109	110	95	66
行政サービス実施コスト	4,316	△1,869	4,763	4,577	4,519

(2) 施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

※ ただし、キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日、閣議決定）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、平成24年4月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却（それぞれ平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結）することとしております。

また、学術総合センターにある講堂・会議室等についても「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、平成24年5月17日をもって、国立大学法人一橋大学に売却（平成24年5月14日付で土地建物等売買契約を締結）することとしております。（再掲）

(3) 予算・決算の概況

（単位：百万円）

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	522	522	496	496	482	482	455	455	393	393	
産学協力事業収入	271	291	294	292	79	129	114	121	128	111	※1
長期借入金等	70,600	68,569	67,400	65,797	59,500	56,395	53,400	41,454	59,800	53,940	※2
財産処分収入納付金等	49	123	5,280	6,398	7,071	13,278	78	130	88	728	※3
承継債務負担金等収入	107,598	107,060	105,149	104,703	99,354	98,667	97,575	97,084	97,886	97,249	※4
不動産処分収入	6,300	6,300	7,800	7,800	6,800	6,800	5,600	5,600	5,635	5,888	
財産貸付料収入	616	735	668	661	621	592	534	501	447	424	※5
その他の収入	1,757	3,121	279	9	2	17	2	21	2	24	※6
支出											
センター事業費	299	308	280	276	276	220	264	228	207	180	※7
一般管理費	225	208	217	196	208	167	194	175	188	166	※8
産学協力事業費	271	277	294	262	79	100	114	92	128	82	※9
施設費貸付事業費	71,155	69,124	68,789	67,186	61,274	58,170	50,920	38,974	57,991	52,131	※10
施設費交付事業費	8,600	8,342	9,224	8,992	11,302	23,309	7,494	7,084	5,600	6,983	※11
承継債務等償還金	106,551	105,930	103,771	103,184	97,279	96,435	99,728	99,129	99,379	98,609	※12
その他の支出	611	298	4,791	340	438	394	463	409	425	380	※13

（注）平成21年度より「財産処分納付金等」は「財産処分納付金」に名称を変更した。
 平成21年度より「不動産処分収入」は「財産処分収入」に名称を変更した。
 平成21年度より「不動産貸付料収入」は「財産貸付収入」に名称を変更した。
 平成21年度より「承継債務負担金等収入」は「長期貸付金等回収金」、「長期貸付金等受取利息」、「有価証券利息」に分割して区分しており、平成21年度以降の予算、決算は合算額を記載した。
 平成21年度より「承継債務等償還金」は「長期借入金等償還」、「長期借入金等支払利息」に分割して区分しており、平成21年度以降の予算、決算は合算額を記載した。

- ※1 東日本大震災の影響等による。
- ※2 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったこと等による。
- ※3 国立大学法人等が見込以上に財産を処分したことによる。
- ※4 実際の貸付金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。
- ※5 予算作成後の地価の下落に伴い、国立新美術館が見込以上に土地を購入した結果、貸付面積が減少したことによる。
- ※6 資金運用の結果等による。
- ※7 事業廃止により減員となったこと等による。
- ※8 経費の削減を図ったことによる。
- ※9 経費の削減を図ったことによる。
- ※10 施設費貸付事業費の執行額について、入札の結果がその見込を下回ったこと等による。
- ※11 震災対応の事業を追加で実施したこと等による。
- ※12 実際の借入金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。
- ※13 第6回センター債券の金利が見込を下回った結果、支払債券利息が減少したことによる。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、18頁「5 経費の削減状況」を参照。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は25,272百万円で、その内訳は、運営費交付金収益338百万円（収益の1.3%）、共同利用施設貸付料収入121百万円（0.5%）、処分用資産賃貸収入424百万円（1.7%）、処分用資産売却収入5,635百万円（22.3%）、施設費交付金収益728百万円（2.9%）、受取利息17,916百万円（70.9%）、その他の収益110百万円（0.4%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益93百万円（事業収益の0.4%）、処分用資産賃貸料収入424百万円（1.7%）、処分用資産売却収入5,635百万円（22.3%）、施設費交付金収益728百万円（2.9%）、受取利息17,916百万円（70.9%）、その他の収益16百万円（0.1%）、国立大学法人等に対する財務経営支援事業では、運営費交付金収益65百万円（0.3%）、その他の収益3百万円（0.0%）、大学共同利用施設の管理運営事業では共同利用施設貸付料収入121百万円（0.5%）、その他の収益77百万円（0.3%）、法人共通では、運営費交付金収益180百万円（0.7%）、その他の収益14百万円（0.1%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成23年度48,940百万円、期末残高391,752百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成23年度5,000百万円、期末残高25,000百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の見直し状況

1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

(注) 点線枠内は「平成23年度年度計画」以下同じ。

(1) 役員の状況

平成23年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持している。

(2) 事務組織の状況

平成22年度末で経営支援課を廃止し、平成23年4月より主として施設費貸付事業に係る国立大学附属病院の施設等の調査・分析を実施するため、新たに総務部副部長を置き、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課7名、施設助成課8名の計18名（対前年度比2名減）の体制で各事業を実施している。

(3) 研究組織の状況

平成23年4月より研究部長（教授）1名、教育研究職員（教授）2名の計3名（対前年度比1名減）の体制で調査研究を実施している。

研究部門に関しては、平成22年度と同様に5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論及び財務評価論）の体制を維持している。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）において、「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度末をもって研究部を廃止している。

(4) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。

○ 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等15名で構成）を平成23年6月、平成24年1月及び3月に開催した。

平成23年度は、平成23年度事業の進捗状況、平成24年度年度計画等について審議を行った。

○ 研究活動委員会

運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等10名で構成）を平成24年3月に開催した。

平成23年度は、平成23年度調査研究活動の進捗状況等について審議を行った。

○ 連絡会議

理事長の下、役員（監事含む）、課長補佐以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催している。

当センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に

取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換等を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための審議等を行っている。

また、その結果については、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。

(5) 内部統制の状況

○ 法人の長のマネジメント環境の整備

予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。

○ 法人のミッションの周知・徹底

当センターの運営方針を各執務室に掲示し、全役職員に対しての周知徹底を行っている。

また、原則、毎月2回開催する連絡会議（構成員：理事長、理事、監事、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員）において、必要に応じ、当センターの運営方針について周知している。

加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。

これらのほか、平成23年度から広報活動の一環として「豊田理事長の国立大学展望台」を理事長のリーダーシップの下、作成し、当センターのウェブサイトに掲載している。（これまでに6号既刊。）

これにより、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで全役職員が法人のミッションを共有している。

○ リスク管理

当センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長で対応について検討し、対処している。

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う会議室等の大学共同利用施設の予約キャンセル等については、震災前に予約をし、震災の影響によりキャンセルされたものについては、キャンセル料を無料とする措置（42件）を平成23年6月までとった。また、今後も震災等発生に係る帰宅困難者の発生が予想されることから、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行っている。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、大学共同利用施設であるキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）及び講堂・会議室等を売却（移管）するに当たり、ステークホルダー（利害関係者等）に対し、その影響（リスク）が及ばないように理事長のリーダーシップの下、リスクの洗い出しを行い適切な対応を実施している。

○ 内部監査

内部監査、監事監査、会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告が行われている。なお、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。

○ 内部監査の実施状況

内部監査室において、平成23年4月に「平成23年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下の定期監査を実施している。

- ・ 科学研究費補助金 10月26、27日
- ・ 諸手当の現況確認 10月27日
- ・ 運営費交付金 11月24日

なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、日常監査を実施している。

○ **監事監査**

平成23年6月に平成22年度期末監事監査を実施し、「平成22年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。また、平成23年12月に平成23年度期中監事監査を実施し、「期中における平成23年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。

なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

○ **内部統制の状況把握・課題への対応**

内部監査結果、監事監査結果、会計監査人による監査結果については、いずれも理事長に報告が行われている。なお、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。(再掲)

○ **中期目標・中期計画を達成するための計画の設定**

中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。

また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。

○ **上記計画の実施状況・結果のモニタリング**

年度計画の事項ごとの業務実績について、10月末、1月末、3月末において報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、当該モニタリングの結果は、理事長に報告している。

なお、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。

○ **規則等の見直し**

平成21年6月に成立した公文書管理法の平成23年4月施行に伴い、「法人文書管理規則」等を制定した。それに伴い、センター内でも職員の公文書管理や情報公開等に関する知識等の取得及び向上のため、国立公文書館等が主催する研修を受講した職員を講師とし、センター内で独自の研修(参加者：16名)を12月16日に実施している。

また、このほか、必要な規則等の見直しを実施している。

(6) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組

○ **国立大学財務・経営支援懇談会**

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会(第4回)」を8月26日に開催している。

なお、平成23年度は、事業の廃止や貸付事業に係る今後のセンターの事業展開に対する議論がなされた。

○ **一般社団法人国立大学協会との連携**

当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図り、毎月定期的に意見交換会を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。

○ **国民・利用者等からの意見聴取等**

当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。(これまで意見なし。)

また、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も以下のとおり実施している。

① **法人業務に関するニーズ**

当センターでは、施設費貸付・交付を主な法人業務としており、民間の金融機関の業務に近

いことを踏まえ、地方銀行（百五銀行）の役員から業務に対するニーズ調査を行っている。

② センターの組織・運営マネジメントに関するニーズ

センター債券の発行に当たり、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取している。

③ 調査研究業務に関するニーズ

研究部主催のシンポジウムや高等教育財政・財務研究会において、参加者に対し、アンケート調査を実施し、今後、取り上げてほしいテーマや意見等を聴取している。

（主な意見）

○取り上げてほしいテーマ

- ・国立大学の財務・経営研究の重要性
- ・戦略的な施設整備
- ・大学職員の勤務成績の評価方法
- ・教職協働の課題
- ・法人化の個別課題
- ・私立大学との差別化 等

○その他

- ・平日開催希望 等

④ 大学共同利用施設（講堂・会議室等）に関するニーズ

会議等の主催者にアンケート調査を実施するとともにロビーに利用者アンケートと回収箱を設置し、意見等を聴取している。

（主な意見）

- ・音響設定、温度設定等に関する希望 など

（7）法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

○ 研修への参加

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り参加させている。平成23年度は、24件の研修に延べ37名が参加（対前年度比：5件増、5名増）した。

また、公文書管理法の施行等に伴い、センター内でも職員の公文書管理や情報公開等に関する知識等の取得及び向上のため、国立公文書館等が主催する研修を受講し、職員を講師としたセンター内で独自の研修（参加者：16名）を12月16日に実施している。（再掲）

○ 節電及び経費の削減・効率化のための意見募集

東日本大震災により、東京電力管内の電力供給力が大幅に低下すると見込まれたことから、節電及び経費の削減・効率化について、「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について（H21.10.1付理事長決定）」を踏まえ、職員から意見募集を行い、夏季一斉休暇の設定等の意見を取り入れた上で、夏期節電計画（6月10日から10月31日）及び冬期節電計画（12月1日から3月30日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、夏期節電計画の実施期間における電気使用量は、対前年度同期比約40,000KW（13.3%）削減されており、冬期節電計画の実施期間においては、電気使用量については対前年同期比で約37,000KW（14.9%）削減されている。

2 外部委託の検討・実施状況

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

○ 学術総合センター共用会議室の管理運営業務

学術総合センター共用会議室等においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務、請求補助業務の管理業務全般について、引き続き外部委託を実施している。

○ 会議室運営の経費節減

会議室の管理・運営について、業務の効率化等により、平成23年度支出額は、7,324千円（対前年度比9,487千円減）と例年以上の大幅な経費節減を実施している。

3 事務情報化の推進状況

3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

○ 事務情報化の推進状況

事務処理の電子決裁を図っており、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。今後も引き続き、情報セキュリティ等を踏まえつつ、さらなる事務情報化を図ることとしている。

4 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

(1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映

○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）への対応

・ 事務・事業の見直し

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、当センターの実施する「財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言事業」及び「財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言事業」、「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究事業」について、廃止するとされたことを踏まえ、平成22年度末をもって経営支援課、平成23年度末をもって研究部を廃止する等の組織及び事業の見直し等の対応を実施している。

・ 資産・運営等の見直し

大学共同利用施設について、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められること等により、キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、平成24年4月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却（それぞれ平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結）することとしている。

また、講堂・会議室等についても、平成24年5月17日をもって、国立大学法人一橋大学に売却（平成24年5月14日付で土地建物等売買契約を締結）することとしている。

さらには、学術総合センターにある東京連絡所についても独立行政法人国立高等専門学校機構にフロアの一部を平成23年4月より貸与している。

○ 国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会（第4回）」を8月26日に開催している。（再掲）

○ 独立行政法人評価委員会による評価結果への対応

文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、①法人業務等に対する国立大学法人等関係者以外の一般からのニーズ把握をするため、地方銀行役員やセンター債券に係る投資家からの意見聴取等、②大学共同利用施設の利用率の向上を図るため、利用案内パンフレットの窓口配布、ウェブサイト等を利用した情報発信の強化や会場下見サービス等を実施、③当センターが主体となり広島大学本部地区跡地処分に係る広島大学等の関係者と密接な協議等を重ねた結果、当セン

ターと広島大学で土地交換契約を締結し、土地の整形化を図るなど、平成24年度内の当該跡地処分完了に向けて大きく進展している。

(2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

平成21事業年度財務諸表から、新たなセグメント情報として「大学共同利用施設の管理運営事業」を公開し、決算情報等の充実を図っている。

また、決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなどし、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図っている。

5 経費の削減状況

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き公表する。

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行しており、年度計画以上の効率化を達成している。

なお、一般管理費については対前年度7.1%（12,739千円）削減されている。また、事業費については対前年度20.7%（47,389千円）削減されている。

①一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

- ・ 東日本大震災により、東京電力管内の電力供給力が大幅に低下すると見込まれたことから、節電及び経費の削減・効率化について、夏期節電計画（6月10日から10月31日）及び冬期節電計画（12月1日から3月30日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。
- ・ 各種保険の契約期間については、2年契約を基本としているが、保険内容により、2年契約の取扱いのない場合が多い保険種については、保険期間の一部を1年に見直し、入札に参加しやすくすることで、競争による契約金額の低廉化を図っている。
- ・ 業務体制の見直しに伴い、複写機の設置台数を削減し、併せてカラー電子複写機賃借料・コピー用紙等の削減を図っている。

②事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

- ・ 労働者派遣契約（研究補助業務）の従事日数削減等の業務実施体制の見直しを実施し、経費の削減及び効率化を図っている。
- ・ 研究部にて購読刊行物の見直しを実施し、経費の削減を図っている。

(2) 大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

○ 会議室運営の経費節減

会議室の管理・運営について、業務の効率化等により、平成23年度支出額は、7,324千円（対前年度比9,487千円減）と例年以上の大幅な経費節減を実施している。（再掲）

○ 自己収入の確保の状況

平成23年度の大学共同利用施設の貸付料収入については、DM発送や大学共同利用施設（講堂・会議室等）に関するニーズ把握など、利用促進のための各種広報活動の充実を実施しているが、東日本大震災の影響による4月から5月の減収（対前年度同月比：7,770千円）が主な要因となり、112,856千円（対前年度比：889千円減）となっている。

(3) その他業務効率化への取組

○ 旅費の節減・効率化

航空機による出張の際取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し、旅費の節減・効率化を図っている。なお、平成24年3月の航空機を利用した出張の際には、理事長の意向を踏まえ、理事長以下出張者全員がエコノミークラスを使用し、出張している。

(4) 業務効率化の具体的成果の公表

平成23年度の各経費の効率化の具体的成果については、業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行っている。

6 随意契約の適正化等の推進

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

(1) 審査体制の整備方針

契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施することとし、平成21年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ及び競争性のない随意契約、一者応札となってしまった案件の事後審査等を行うこととしている。

(2) 契約事務における一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制

契約事務に係る執行体制について、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。

また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。

さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告を行っている。

(3) 整備された体制の実効性確保

上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。

(4) 契約監視委員会の設置

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成22年度以降も当該委員会を設置し、平成24年1月には、当該委員会において、平成23年度末までに契約締結が予定されている案件及び平成24年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行っている。

(5) 「随意契約見直し計画」の進捗状況

○ 随意契約見直し計画

随意契約見直し計画（平成22年4月）を策定し、引き続き、ウェブサイト公表している。

○ 競争性のない随意契約

平成23年度の競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料(4,319,481円)」の1件となっている。

○ 一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組

平成21年度に策定した改善方策を踏まえ、平成23年度のすべての案件において十分な公告期間の

確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し競争性の確保に努めた結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件については、平成23年度は4件となっている。

(6) 独立行政法人の契約に係る情報の公表等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが該当がなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき公表することとしているが該当がなかった。

(7) 契約における再委託の状況の把握

再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。なお、再委託を行っている契約の該当はない。

7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合

7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されたことを踏まえ、平成23年度においては特段の措置は講じなかった。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成23年度は実施しない。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

① 施設費貸付事業の実績

平成23年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、36国立大学法人（89事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、52,131百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額10,727百万円については、免震構造に関する関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したことや東日本大震災による資材の入手難等によるものである。

また、貸付不用額2,878百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったものである。

(平成23年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(31法人) (52事業) 42,325	(5法人) (6事業) 3,715	(32法人) (58事業) 46,040	(29法人) (53事業) 33,581	(18法人) (21事業) 9,763	(14法人) (18事業) 2,695
病院特別医療 機械整備費	(26法人) (27事業) 15,666	(8法人) (9事業) 4,030	(27法人) (36事業) 19,696	(27法人) (36事業) 18,549	(3法人) (3事業) 963	(11法人) (11事業) 183
合計	(38法人) (79事業) 57,991	(12法人) (15事業) 7,745	(38法人) (94事業) 65,735	(36法人) (89事業) 52,131	(19法人) (24事業) 10,727	(20法人) (29事業) 2,878

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準（平成16年8月2日理事長決定）」及び「審査基準等の運用手続き（平成18年3月15日理事長決定）」に基づき適正に審査を実施している。

b 具体的審査内容

平成23年度は、前年度の国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人から当センターへの借入申請時における本審査を実施した。事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施している。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行っている。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

平成23年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から48,940百万円（平成22年度からの繰越額7,745百万円を含む）の長期借入を行っている。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びウェブサイトの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得している。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社及び格付機関の選定については、企画競争を実施し、主幹事証券会社については、5社から応札があり、うち2社を選定、また、格付機関については、1社から応札があり、当該業者を選定した。

【センター債券発行状況】

発行総額（額面価額）	50億円
格付け	AA（櫛格付投資情報センター（R&I））
引受並びに募集の取扱者	みずほ証券(株)及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
募集の受託会社	櫛三菱東京UFJ銀行

(平成23年度の調達実績)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	42,325	3,715	—	29,867	3,715	—	9,763	2,695
病院特別医療 機械整備費	12,475	4,030	3,191	11,329	4,030	3,191	963	183
合 計	54,800	7,745	3,191	41,195	7,745	3,191	10,727	2,878

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（1,809百万円）を除いた額である。

c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人等の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降、法人からの要求のなかった8月、10月を除く毎月1回実施した。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成24年2月3日に条件決定し、同月29日に発行した。

なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応している。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちにセンターに報告するよう、国立大学法人等に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行っている。

d 金融市場の状況把握

資金調達、特にセンター債券発行に向けて、金融市場の状況などを把握するため、担当職員を証券会社等民間機関が主催するセミナーへ参加させている。

【セミナー参加状況】

- 23.6.27 私立学校法人価値向上セミナー
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 2名参加
- 23.6.28 新任資金運用担当者セミナー (SMBC日興証券(株)) 3名参加
- 23.7.14 債券初級者セミナー (大和証券キャピタル・マーケット(株)) 2名参加
- 23.7.26 学校法人財務・経営セミナー (SMBC日興証券(株)) 4名参加
- 24.1.12 金融市場調査部マクロセミナー(みずほ証券(株)) 1名参加
- 24.1.16 新春MUFJ学校経営セミナー
(三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)・(株)三菱東京UFJ銀行) 2名参加

④ 債権回収及び債務償還の状況

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）している。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、10国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

平成23年度の債権回収については、要回収額20,052百万円に対し、20,052百万円を回収し、回収率100%であった。また、債務の償還については、回収した金額のうち16,862百万円を財政融資資金に償還した。センター債券については、第7回債の発行による調達額とあわせて5,000百万円を投資家に償還している。

なお、平成24年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

（平成23年度の償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	359,673	41,195	7,745	16,862	391,752	5,005	20,052	416,750	5,455
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	255			

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人等からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当している。

※国立大学法人等からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

（2）施設費交付事業

（2）施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

① 施設費交付事業の実績

平成23年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等（101事業）に対し、施設整備等に必要な資金6,997百万円を交付決定した。

交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。

なお、次年度確定見込額59百万円については、複数年度事業として年度途中に交付しているものである。また、不用額26百万円については、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたこと等によるものである。

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (98事業) 5,600	(90法人) (98事業) 5,597	(90法人) (96事業) 5,526	(2法人) (2事業) 59	(3法人) (3事業) 15
不動産購入費	(1法人) (2事業) 356	(1法人) (2事業) 345	(1法人) (2事業) 345	—	(1法人) (1事業) 11
施設整備費	(1法人) (1事業) 1,042	(1法人) (1事業) 1,042	(1法人) (1事業) 1,042	—	—
総 計	(90法人) (101事業) 6,997	(90法人) (101事業) 6,984	(90法人) (99事業) 6,913	(2法人) (2事業) 59	(4法人) (4事業) 26

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定め合致したものか等について審査し、適正と認められたため、交付決定を行った。

また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出された実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められたために交付金の額の確定を行った。

これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、18国立大学法人に対して、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施している。

③ 施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成23年度は、6国立大学法人から728百万円が納付された。

また、当センターが承継した旧特定学校財産である広島大学本部地区跡地については、平成24年3月に広島大学と土地交換契約を締結し交換差金253百万円を得るとともに土地使用料2百万円を得た。東京大学生産技術研究所跡地については、4月及び12月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金5,635百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料422百万円（※1）の収入があった。

さらに、施設費交付事業の財源とするため、資金を運用し、19百万円（※2）の運用収入を得たところである。

※1：土地使用料422百万円のうち107百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額315百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2：19百万円は平成23年度における現金収納額。そのほか、平成24年度に満期となる国債に係る利息が3百万円ある。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員3名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るため、また、国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的としてセンターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行っている。

なお、平成23年度末をもって研究部が廃止されることに伴い、これまでの研究活動、研究実績等をまとめた「国立大学財務・経営センター研究部の足跡」を平成24年3月に刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：504冊）している。

（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関係する調査及び研究を行う。

① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。

特に、平成19年度から開始した授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。平成23年度は主として関連文献・資料・データの収集を継続するとともに、成果のとりまとめを行う。また、新たに教育の質を支える財政システムの在り方について研究を開始し、基盤的教育研究経費の水準に関する研究の高度化を図る。

平成19年度から、国立大学の授業料の在り方についての研究を中心的なプロジェクトとして実施しており、外部の高等教育研究者も参加して国立大学の授業料に関わる、①国内の歴史的経緯に関する研究、②海外との国際比較研究、③国内におけるデータ収集と分析、の3つの側面から調査研究を進めている。

①については、11月26日に第58回高等教育財政・財務研究会を開催し、米国の州立大学の授業料の上昇傾向の背景、欧州の状況、日本の国立大学授業料水準の歴史的経緯、国立大学授業料を巡る今後の問題などについて、研究成果を発表している。

次に、②の海外との比較研究については、欧米の公立大学の授業料について情報収集を継続しており、サンフランシスコ（米国）で8月に開催された全米州立大学管理者学会（SHEEO）、同月にワルシャワ（ポーランド）で開催されたヨーロッパ高等教育機関研究学会（EAIR）に当センター研究部の教授が出席し、米国、欧州での公立大学の授業料についての情報を得ており、海外との比較研究の基礎データとしている。

最後に③の国内調査については、12月に全国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に実施した財務・経営の現状と課題に関するアンケート調査の中で、国立大学の授業料についての意見を収集し、分析を行った。なお、当該分析結果については、平成24年1月21日に開催された第59回高等教育財政・財務研究会で発表し、平成24年3月に「国立大学法人の財務経営担当者調査」として報告書を刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：593冊）している。

なお、授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究は、今年度が最終年度であり、これまでの研究成果をまとめ、平成24年2月に「研究報告第14号」として刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502冊）している。

（2）国立大学附属病院の経営状況調査

② 国立大学附属病院の経営状況を把握するため、資料・データの収集、整理及び分析などの調査研究を進める。

国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境が非常に厳しい状況を踏まえ、平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態の正確な把握・分析のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営

管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を開始している。

具体的には、各大学がより効率的、効果的に病院経営を実践できるよう、以下の3点からなる国立大学病院財務管理指標の提案に向けて、平成22年度から引き続き、調査研究を進めている。

- ① ユニットコストの推定・比較：いくつかの国立大学法人を対象として試行して比較検討を行っている。
- ② 大学における財務構造とユニットコストの比較：大学間の差異の要因を分析し、各国立大学が自らの財務構造を見直すためのテンプレート（計算モデル）の作成に向けて検討を進めている。
- ③ 財務計画テンプレートの作成：当センター融資部門と連携しつつ、各国立大学が自ら長期的な財政計画を構築するためのテンプレートの検討を進めている。

上記のうち②「大学における財務構造とユニットコストの比較」については、中間報告として病院の資産データ（特に設備関係）を経年別に整理・分析し、病院経営に与える影響、大学の種別（旧帝国大学、新設医科大学等）による傾向（設備更新の状況、規模等）、今後の設備更新の方向性などをまとめ、平成23年3月に開催された国立大学附属病院長会議を通じて各国立大学病院に報告している。

さらに、理事長のリーダーシップの下、国立大学附属病院の危機的財務状況に起因する「地域医療の最後の砦としての公的使命機能」及び「教育研究機能」の低下に対して、当センターがより一層充実した支援機能を果たすため、センター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」を設置し、その下に当該検討チームをより効果的に機能させるため、WG（ワーキンググループ）を設置した。平成23年度には、WGを4回開催し、議論を深め、対象大学及び事前調査事項等を検討するとともに、7大学病院に訪問調査を行っている。

- ・WG開催実績）第1回：5月10日、第2回：6月14日、第3回：8月10日、第4回：12月7日
- ・訪問大学実績）新潟大学：7月21日、旭川医科大学：8月3日、弘前大学：8月30日、岐阜大学：9月6日、信州大学：9月12日、滋賀医科大学：10月6日、九州大学：10月13日

なお、国立大学病院への訪問調査後には、訪問時のヒアリングの内容も含め提供されたデータを業務量（労働量）と員数（医師等）、財務情報との関係に主眼を置いて分析を行っている。

（3）内外の高等教育財政に関する調査研究活動

- ③ 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。平成23年度は、従来から進めてきた米国、英国の他、アジア諸国の大学財政についても調査を行い、大学の予算制度及びその配分について日本との比較研究を進める。

高等教育財政に関連する動向について、国内の調査は、12月に国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に財務・経営の現状と課題についてのアンケート調査を実施し、その中で国立大学の財務経営体制、国立大学の課題、経営能力の向上などについての調査を行っている。当該データについては、分析結果等をまとめ、平成24年2月に「研究報告第14号」として刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502冊）している。

また、海外調査については、7月にタンパ（米国）で開催された米国大学経営管理者協会（NACUBO）の年次総会に参加している。今回のメインテーマは、緊縮財政のもとでの大学の新しい方向を探る（Charting New Courses）であり、同国の研究者及び実務担当者との意見交流・研究交流を通して高等教育財政についての情報収集を行っている。

さらに9月に大連（中国）で開催された第5回日中高等教育フォーラムに参加し、日本の高等教育のパラダイムシフト及び日本の高等教育の財政問題について報告し、中国の高等教育研究者及び大学管理者と交流し、高等教育財政についての意見交換を行っている。

これらの取組み等を踏まえ、米国、英国、アジア諸国等と日本との高等教育財政に関連する比較研究を行っている。

(4) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

- ④ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成22年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去からの時系列比較分析を行う。

国立大学法人の平成22年度の決算データを収集し、データの加工整理・分析を行っている。また、平成22年度の各国立大学の予算・収支・資金計画等についてもデータの収集を行い、上記の決算と予算との関係性についての調査・分析結果を踏まえ、過去からの時系列比較分析を行っている。

(5) IMHE事業等への参加

- ⑤ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。

当センターの研究部長は、OECD-IMHE事業の運営委員会（Board）メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから日常的にIMHEの活動状況を踏まえ、日本国内における研究活動の進展を図っている。

また、平成23年2月4日に開催した「フィンランドと日本の大学改革：第2回フィンランド日本高等教育セミナー」で発表された論文を元にセミナーの英文報告書「Cycle of University Reform」を平成24年2月に刊行した。

さらに、外国人研究員として招聘したリスボン大学（ポルトガル）のカブリート教授およびオーフス大学（デンマーク）のシュミッド准教授の両氏から当センターの研究紀要へヨーロッパの大学改革を検討した論文の寄稿を得ている。

これらの取組み等により、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力をを行っている。

(6) 調査研究成果の公開

- ⑥ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

① 高等教育財政・財務研究会

平成23年度は、高等教育財政・財務研究会を以下のとおり開催した。

- ・第1回：平成23年5月7日 「全大学の「私学化」？－ブラウン報告とイギリス高等教育改革－
- ・第2回：平成23年7月23日 「大学の資金調達－多様化の可能性と問題－
- ・第3回：平成23年9月17日 「国立大学のリスク管理」
- ・第4回：平成23年11月26日 「国立大学の授業料を考える」
- ・第5回：平成24年1月21日 「国立大学法人の財務経営－現状と課題」

② シンポジウム

5月14日にシンポジウム「制度としての国立大学－検証と展望」を開催し、文部科学省の杉野国立大学法人支援課長（当時）らを講師として招聘し、国立大学の法人化の背景及びそれ以降の国立大学の変化、国立大学法人の財務・管理会計制度等について、解説いただいた。

また、当センター研究部からも国立大学の法人化によって期待された効果が十分機能していない旨の問題提起を行い、活発な意見交換等が行われた。（参加者：154名）

平成24年3月23日にシンポジウム「大学改革と大学支援機関の役割」を開催し、文部科学省の合田高等教育政策室長らを講師として招聘し、平成26年4月を目途に発足することになっている高等教育の質保証のための新法人について、解説いただいた。

また、当センター研究部からも新法人、そして既存の大学支援機関がどのような役割を果たしていくべきなのか問題提起を行い、活発な意見交換等が行われた。（参加者：83名）

③ 研究紀要等

「研究報告第14号」を平成24年2月に刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502冊）している。また、「大学財務経営研究（第8号）」を平成24年3月に刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：422冊）している。

なお、研究部の刊行物は基本的にすべて当センターのウェブサイトで公開しており、平成23年度のダウンロード件数は総計22,528件となっている。

④ その他

広報活動の一環として当センターのウェブサイトに掲載している「豊田理事長の国立大学展望台」において、当センター研究部による連載や研究レポート等について、情報発信を行っている。

また、平成23年度末をもって研究部が廃止されることに伴い、平成16年度以降の研究活動、研究実績のについてまとめた「国立大学財務・経営センター研究部の足跡」を平成24年3月に刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：504冊）している。

4 財務・経営に関する情報提供等

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供
本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成23年度は実施しない。

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言
本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成23年度は実施しない。

(3) 大学共同利用施設の管理運営

(3) 大学共同利用施設の管理運営
① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。
施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。
施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。
ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実
イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実
ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供
エ) 業務の外部委託の促進

大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務などの管理業務全般について、引き続き、業務委託により実施している。

① 大学共同利用施設の管理運営

ア) 学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るため、会議室等に係る利用案内を窓口や会議等の機会に配布するとともに、広報活動の一環として、当センターのウェブサイトに掲載している「豊田理事長の国立大学展望台」において、会議室情報を発信し周知するなど、PRに努めている。

また、平成23年度は下記の取組みを主として実施している。

- ・DM（ダイレクトメール）による案内。
- ・利用登録者へ電子メールにての案内。
- ・各国立大学法人就職担当課への案内。
- ・会員数200名以上の学会運営担当者への案内。

イ) 利用者の利便性向上に向けて、当センターのウェブサイトから共用会議室予約システムを利用して、共用会議室の予約及び空室状況の確認を可能としている。

ウ) 利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営サービスを実施している。

エ) 会議室等の管理・運営の外部委託については、以下のとおり実施している。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務

オ) その他

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う会議室等の大学共同利用施設の予約キャンセル等については、震災前に予約をし、震災の影響によりキャンセルされたものについては、キャンセル料を無料とする措置（42件）を平成23年6月までとった。

② 施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。

② 大学共同利用施設の稼働率

学術総合センター共用会議室等の平均稼働率は、東日本大震災が主な要因で4から5月の稼働率が前年度に対し大幅に減少（対前年度同月比：28.64%減）したが、DM発送や大学共同利用施設（講堂・会議室等）に関するニーズ把握など、利用促進のための各種広報活動の充実を実施したことから、64.00%（前年度：65.45%）となり、年度計画を達成している。

今後もPR活動を積極的に行い、引き続き稼働率の向上に努めることとしている。

③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。

③ アンケート調査結果

平成23年度の利用者アンケートにおける満足度調査では、利用者の満足度は100%であり、平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%から向上し、年度計画の目標を達成している。

また、利用者アンケート及び口頭による大学共同利用施設への要望については、できる限り速やかに対応している。

なお、アンケート調査の回収率については、30.54%（前年度：28.64%）であり、回収率の向上のための取組として、今後も引き続き、アンケート提出に協力していただくよう利用者に促している。

④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、平成21年4月1日より東京工業大学及び大阪大学へ無償貸付を行っている。

なお、キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日、閣議決定）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日、閣議決定）を踏まえ、平成24年4月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却（それぞれ平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結）することとしている。

（4）国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

（4）国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成23年度は実施しない。

5 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。

なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の実現に向け、広島市から提出された事業スキーム案に従い独立行政法人都市再生機構を事業主体とする土地区画整理事業を計画していたところであるが、平成23年7月に同機構が土地区画整理事業から撤退したことを受け、期限である平成24年度内に跡地の売却を完了させるためにも広島市及び広島大学との任意の土地交換による土地の整形化を実施することとした。

これまでに当センターが主体となって当該関係者（広島市、広島大学及び不動産鑑定業者等）と協議を重ね、平成24年3月22日に広島大学と土地交換契約を締結し、土地の整形化を図るとともに、交換差金253百万円を得ており、処分に向けて大きく進展している。

なお、本件については、文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成22年度に係る業務の実績に関する評価」（H23.8.28）において、「新たに広島市から提示された具体的な事業スキーム案を基に、着実な取組が期待される。」との指摘を受けており、引き続き広島市との土地交換を完了させるべく当センターが主体となって検討を進めているところである。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されている。

平成23年度は、4月26日及び12月14日付けで独立行政法人国立美術館と跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日及び12月20日付けで所有権を移転した。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行った。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定である。

(2) 承継債務償還

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還などを実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）している。

平成23年度の債権回収については、要回収額59,084百万円に対し、59,084百万円を回収し、回収率100%であった。また、承継債務の償還については、回収した全額を国に償還した。

なお、平成24年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

(平成23年度償還実績)

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償還額	年 度 末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	利 子 回収額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	496,877	59,084	437,793	12,657	59,084	12,657
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	496,877	59,084	437,793	12,657	59,084	12,657

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保

- 1 自己収入の確保
大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

○ 大学共同利用施設に係る収入

平成23年度の大学共同利用施設の貸付料収入については、DM発送や大学共同利用施設（講堂・会議室等）に関するニーズ把握など、利用促進のための各種広報活動の充実を実施しているが、東日本大震災の影響による4月から5月の減収（対前年度同月比：7,770千円）が主な要因となり、112,856千円（対前年度比：889千円減）となっている。（再掲）

2 人件費の削減

- 2 人件費の削減
平成23年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて6%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。
なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

① 常勤役職員に係る人件費

平成23年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、189,437千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し24.9%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。

② 給与規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成24年2月29日付国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、俸給月額の変額改定等を行うために「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。

③ 事務職員の給与水準

平成23年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレ指数）は107.4となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は95.9となり、国家公務員よりも低い水準である。

④ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況

レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。

⑤ 法定外福利費の状況

法定外福利費については、下記の支出実績があった。

・ 役員宿舍借上費	1,056千円
・ 健康診断費	360千円
・ 役員普通傷害保険料	365千円
・ 職員労災保険（法定外補償）	74千円

IV 短期借入金の借入状況

平成23年度において、実績はなかった。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成23年度において、実績はなかった。

VI 剰余金の使用実績

平成23年度においては、第1期中期目標期間繰越積立金のうち11,040千円を取崩し、第1期中期目標期間において自己収入で購入した固定資産の減価償却額に充当した（※）。

※) 現金の支出を伴わない、会計上の処理である。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

① 人事管理の方針

事務組織については、平成22年度末で経営支援課を廃止し、平成23年4月より主として施設費貸付事業に係る国立大学附属病院の施設等の調査・分析を実施するため、新たに総務部副部長を置き、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課7名、施設助成課8名の計18名（対前年度比2名減）の体制で各事業を実施している。

また、研究組織については、平成23年4月より研究部長（教授）1名、教育研究職員（教授）2名の計3名（対前年度比1名減）の体制で調査研究を実施している。

人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。

② 職員研修

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り参加させている。平成23年度は、24件の研修に延べ37名が参加（対前年度比：5件増、5名増）した。

また、公文書管理法の施行等に伴い、センター内でも職員の公文書管理や情報公開等に関する知識等の取得及び向上のため、国立公文書館等が主催する研修を受講した職員を講師としたセンター内で独自の研修（参加者：16名）を12月16日に実施している。（再掲）